明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務八九）　一
〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務五七一）　二
○食糧援助に関する日本国政府とカーボヴェルデ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四二九）　三
○医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件（厚生労働三八九）　五
○保安林の指定をする件（農林水産二二二四～二二三〇）　六
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境一三）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業二七〇）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通一一八八）　七
○道路に関する件（東北地方整備局二三七～二三九）　八
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の名称を変更する件（関東地方整備局三一六）　八
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局一一七）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
財務省　最高裁判所　九
〔官庁報告〕
労働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示四、五、千葉同三、徳島同二）　九
国家試験
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　九
平成二十八年不動産鑑定士試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
財団関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

省令

○総務省令第八十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月四日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の四の表一の項中「7.19GHzを超え7.235GHz以下」を「7.19GHzを超え7.250GHz以下」に改める。

別表第二号の五の表中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項から二十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

（無線局運用規則の一部改正）

第二条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条の二の表を次のように改める。

区別	海域	
五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合	空中線の大きさが直径一・二メートル以上二・四メートル未満	全ての沿岸国の低潮線から三三〇キロメートル以内の海域
	空中線の大きさが直径二・四メートル以上	全ての沿岸国の低潮線から三〇〇キロメートル以内の海域
一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下の周波数の電波を使用する場合		本邦以外の沿岸国の低潮線から一二五キロメートル以内の海域
一四・四GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用する場合		全ての沿岸国の低潮線から一二五キロメートル以内の海域

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二十四の二第二号ハの表中「直径二・四メートル以上」を「直径一・二メートル以上」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。